



鳥取県公報

平成 24 年 6 月 5 日 (火)
第 8 4 0 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (403) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (404) (〃) 3
	県営土地改良事業計画の決定 (405) (農地・水保全課) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (406) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (407) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (408) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (409) (〃) 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (410) (〃) 5
	土地改良区の役員の就退任 (411) (西部総合事務所農林局) 5
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (3 件) (消防防災課) 7

告 示

鳥取県告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目3-11	訪問看護	平成24年5月1日
株式会社ノーブルライフ	西伯郡大山町赤松2458-107	デイサービス睦月	米子市淀江町佐陀1282-1	通所介護	平成24年4月1日
株式会社デイサービスしゃんしゃん	鳥取市若桜町39	デイサービスしゃんしゃん	鳥取市若桜町39	〃	平成24年4月23日
合同会社アヴィスコ	米子市西福原二丁目1-1	アヴィスコデイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	〃	平成24年5月21日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	北栄町社会福祉協議会小規模多機能型居宅介護「なごみの郷」	東伯郡北栄町江北913-12	小規模多機能型居宅介護	平成24年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目3-11	介護予防訪問看護	平成24年5月1日
株式会社デイサービスしゃんしゃん	鳥取市若桜町39	デイサービスしゃんしゃん	鳥取市若桜町39	介護予防通所介護	平成24年4月23日
合同会社アヴィスコ	米子市西福原二丁目1-1	アヴィスコデイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	〃	平成24年5月21日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	北栄町社会福祉協議会小規模多機能型居宅介護「なごみの郷」	東伯郡北栄町江北913-12	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年4月1日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社コトブキ家具店	鳥取市二階町二丁目219	なないろ居宅介護支援センター	鳥取市二階町二丁目201-4	平成24年4月1日
株式会社アドバン	鳥取市若葉台北四丁目7-1	居宅介護支援事業所わかば	鳥取市若葉台北六丁目3-27	平成24年5月1日

鳥取県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の住所及び名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	居宅介護事業者の所在地	変更年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ユニバーサル介護センター倉吉	倉吉市八屋203-7	平成23年4月1日
株式会社キンタカ	西伯郡大山町末長262-3	(株)キンタカふくしサービスセンター	米子市淀江町西原1188-5	平成24年2月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業者の名称	介護予防事業者の所在地	変更年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ユニバーサル介護センター倉吉	倉吉市八屋203-7	平成23年4月1日
株式会社キンタカ	西伯郡大山町末長262-3	(株)キンタカふくしサービスセンター	米子市淀江町西原1188-5	平成24年2月1日

鳥取県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村災害対策整備事業江府地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成24年6月5日から同月25日まで

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社オカムラ	デイサービスセンター・ひなの郷	鳥取市気高町山宮287	平成24年6月1日	通所介護

鳥取県告示第407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社オカムラ	デイサービスセンター・ひなの郷	鳥取市気高町山宮287	平成24年6月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社和企画	訪問介護のぞみ	倉吉市大原634-3	平成24年6月1日	訪問介護

〃	デイサービスセンター 一ほほえみ	〃	平成24年6月3日	通所介護
---	---------------------	---	-----------	------

鳥取県告示第409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社和企画	訪問介護のぞみ	倉吉市大原634-3	平成24年6月1日	介護予防訪問介護
〃	デイサービスセンター 一ほほえみ	〃	平成24年6月3日	介護予防通所介護

鳥取県告示第410号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
医療法人社団 上原クリニック	倉吉市堺町二丁目962-2	医療法人社団上原クリニック指定訪問介護事業所	倉吉市堺町二丁目962-2	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成24年6月1日

鳥取県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

監 事 河 合 肇 西伯郡伯耆町岸本294
 〃 中 曾 幸 男 米子市福万162
 〃 伊 達 孝 志 米子市尾高1168

平成24年4月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 田 中 稔 西伯郡伯耆町吉定839
 " 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
 " 伊 達 孝 志 米子市尾高1168
 平成24年5月1日就任 任期 4年

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年6月5日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年7月10日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成24年7月29日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	"	"	"
平成24年7月29日 午後1時から午後 3時30分まで	"	"	"	"
平成24年7月30日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	"	"	"
平成24年7月30日 午後1時から午後 4時まで	"	"	"	"

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年7月10日 午前9時から午後 1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
実火災体験型消防訓練施設設置工事 一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成24年10月26日（金）
 - (4) 納入場所
米子市流通町1350 鳥取県消防学校
 - (5) 入札書の記載方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の物品の消防・防災用品に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年6月12日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成24年6月5日（火）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成24年6月5日（火）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県消防学校

4 入札手続等

- (1) 入札及び仕様等に関する問合せ先
〒689-3547 米子市流通町1350
鳥取県消防学校
電話 0859-27-0353
電子メール shobogakko@pref.tottori.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の入手方法
入札説明書は、平成24年6月5日（火）から同月19日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3302>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び交付時間
平成24年6月5日（火）から同月19日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (4) 郵便等による入札
不可とする。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札日時
平成24年6月26日（火）午後1時30分
イ 場所
(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年6月19日(火)午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

倒壊建築物救助訓練施設設置工事 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年 8 月 31 日 (金)

(4) 納入場所

米子市流通町1350 鳥取県消防学校

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額 (以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が工事用材料類のセメント・アスファルト類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年 6 月 12 日 (火) 午後 5 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の (2) の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成24年 6 月 5 日 (火) から同月 26 日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日 付 出 第 157 号) 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 指 名 停 止 措 置 を 受 けていない者であること。

(4) 平成24年 6 月 5 日 (火) から同月 26 日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県消防学校

4 入札手続等

(1) 入札及び仕様等に関する問合せ先

〒689-3547 米子市流通町1350

鳥取県消防学校

電話 0859-27-0353

電子メール shobogakko@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成24年 6 月 5 日 (火) から同月 19 日 (火) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3302>) から入手すること。ただし、これにより難しい者に

は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年6月5日（火）から同月19日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

不可とする。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成24年6月26日（火）午後2時30分

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に平成24年6月19日（火）午後5時までに提出しなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
移動式消防訓練施設設置工事 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年8月31日（金）
- (4) 納入場所
米子市流通町1350 鳥取県消防学校
- (5) 入札書の記載方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の物品の消防・防災用品に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年6月12日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成24年6月5日（火）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成24年6月5日（火）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県消防学校

4 入札手続等

(1) 入札及び仕様等に関する問合せ先

〒689-3547 米子市流通町1350

鳥取県消防学校

電話 0859-27-0353

電子メール shobogakko@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成24年6月5日（火）から同月19日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3302>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年6月5日（火）から同月19日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成24年6月26日（火）午後2時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年6月19日（火）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。